

# 東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第2号

【編集・発行】

東京都公文書館

平成15年3月発行

【印刷】

株式会社サンワ

- 所蔵資料紹介 -

## 公文書館の書庫から

『安全第一ビルディング読本』

昭和3年刊 改訂3版

あかほしりくじ  
赤星陸治著 定価50銭

著者は、三菱地所(株)の初代会長



新生オープンした丸ビルは、今や人気のスポットですが、今回は旧丸ビルについてのお話です。

本書をひとこと言えば、丸ノ内ビルディングをモデルとした、ビルディング利用入門ガイド、となります。

旧丸ビルは、大正9年(1920)7月6日に起工、同12年2月20日に竣工しました。そのわずか半年後、関東大震災に被災し、外壁剥落等の被害はありましたが、倒壊は免れました。地下2階地上8階(一部9階)、延べ床面積18,000坪強の旧丸ビルは、戦前日本において最大規

模を誇り、戦前における巨大ビジネスセンター丸の内の発展を象徴的に示す存在でありました。

ところで、旧丸ビルの画期性といえば、その規模の大きさのみならず、貸しビルとしての成功にもありました。オフィスが入るだけでなく、テナントも入れて商店街とする方式は、日本では旧丸ビルが最初です。内部に直接関係のない一般の人々に対しても、広く出入りが開放されていたのです。洋式生活に慣れない、とりわけ巨大ビルになじみのない当時の日本人のなかには、最先端の近代的ビルに戸惑う人もあったことでしょう。こうした事情も、利用ガイドができる背景のひとつだったと考えられます。

さて、この利用ガイドには、ビルに一歩足を踏み入れるところから、戸締まり用心・火の用心、そして地震火事等非常時の対応にいたるまでの14節が設けられ、そのほか、下駄履き禁止や廊下での左側通行厳守などビル利用者が心得べき事項が箇条書きにされています。なかでも、昇降機(エレベーター)や洋式水洗トイレなど当時の最先端設備については、その使用法及び禁止事項がこと細かに説明されています。

以下に、その一例を挙げておきましょう。

- ・乗るときには、必ずボタンを押すこと。
- ・足腰の弱い人が、病人でない限り、必ず立つてをること。(以上、エレベーター)
- ・腰かけ式の大便秘器では、必ず取付けてある方を後にして、腰をかけること。

(以上、洋式水洗トイレ)

当時の日本人の生活様式を逆にほうふつとさせて誠に興味が尽きません。

## 歴史としての「江戸開府400年」

東京の歴史をふり返る試み

今年、平成15年(2003)は徳川家康が征夷大将軍に任じられ、江戸幕府が開かれてから400年という節目に当たり、記念事業が相次いで開催されます。当館においても多くの都民の皆さまが歴史に関心を寄せられるこの好機に当たり、公文書館の事業にいっそうのご理解をいただけるよう、記念事業を実施してまいります。

ところで、江戸以来の歴史を振り返り、東京という都市を挙げての祝典を繰り広げるのは、今回が初めてではありません。その主要なものとして「開府三百年」と「開都五百年」の大イベントがすでに繰り広げられてきたのです。

開府300年 甦る「江戸」



江戸開府三百年祭上野東照宮社前之図  
(『風俗画報』第9号)

明治22年(1889)8月26日、上野馬見所(上野公園不忍池畔の競馬場)において式典が開催されました。祝砲を合図に開始された式典は、府知事祝辞、祝祭委員長(榎本武揚)答辞に続いて、消防夫梯子乗り、猿若狂言、吉原・新橋の芸妓による手子舞、さらに幌引き馬車、競馬と続く盛りだくさん。『朝野新聞』は翌日刊行の紙面で、「斯も多数の男女が平常東京の何処に潜伏するか」という程の「非常の群集」と報じていましたから、その盛況ぶりがうかがえます。

この開府三百年祭は天正18年(1590)8月1日の家康関東入国から300年にちなんで設定されたものです。そもそも東京開府三百年祭を提唱したのは旧幕臣等によって結成された「江

戸会」という会で、その会員には前島密・木村芥舟らの旧幕臣、元佐幕派諸藩の関係者、守田勘彌らの芸能関係者をはじめ、実業界・東京府庁等、各界の有力者が名を連ねていました。同会が8月に創刊した『江戸会誌』第1号は、冒頭に「江戸会誌の首に」という趣旨書を掲げていますが、ここでは「三百年間の泰平」をもたらした徳川治世を称揚するとともに、新政府について、「理に泥みて情を軽んじ、古習旧慣を措きて唯た法を外国より採り来りて、以て国家を経綸せんと欲するもの」と、批判を加えています。

こうした性格を有する江戸会が企画し、新聞広告に載せたのを発端に実行委員会が発足すると、榎本武揚委員長を筆頭に、府・市会関係者や実業家ら各界の第一線で活躍する人物が推進役となっていきました。

こうした動向の底流には、江戸開府以来の歴史の中に東京の繁栄を位置づけるとともに、急速な近代化の過程で失われてきた江戸時代の価値観・規範・文化を見直すことで、現状の課題を認識し、その改革・改善につなげようとする企図をうかがうことができます。

東京の復興と開都500年祭

昭和31年(1956)10月1日から15日にかけて、開都五百年記念「大東京祭」が催されました。この祝典行事のねらいや内容は、東京都公文書館に引き継がれた当時の公文書から明らかにすることができます(『大東京祭』の実施計画について)。

長祿元年太田道灌が江戸に城を構え、今日の首都東京の殷賑の素を成してから今年丁度500年目に当る。当時の武蔵野の一寒村に近代都市の地理的要件を洞察経営した道灌は単なる武辺ではなく、優れた文人であり、また地政学を体得した偉大なる政治家でもあった。

現在、東京に住んでいる都民が道灌をしのぶとき、その遺徳に近代的な親近感を感じずのも、まことに故なしとしない理由は一にここにある。

たまたま正庁舎の完成も今年内と見込れ、ま

た「都民の日」も制定以来五周年という、都民にとっては記念すべき慶祝事の重なる三十一年度において、これらの記念行事を総合的に「大東京祭」という形で盛上げ、都民とともに祝賀することはまことに意義のあることといえる。

康正2年(1456)、大田道灌は江戸築城を開始し、翌長祿元年に完成をみたとされています。開都500年はここまでさかのぼって江戸・東京の歴史を一連の流れに位置づけようとしていたこととなります。

この「大東京祭」は都民の広範な支持を得ていきました。貴重な歴史資料を集めた「大東京展」や、海外から多数の参加をみた「世界主要都市市長招待」はもとより、都内各地で繰り広げられた各種の祝祭行事も熱狂的な盛り上がりを見せていたことが当時の新聞からもうかがえます。都民の中にもこのイベントを積極的に歓迎する気運がみなぎっていたのでしょうか。

独立後最初の好景気が継続し、また前年からこの年にかけて米は大豊作となり、20年近く続いた「主食の配給」という状態が事実上終わりを告げました。経済企画庁が昭和31年度「経済白書」を発行し、技術革新による発展を強調したのが7月、ここから「もはや戦後ではない」が流行語となりました。戦後復興をひとまず達成し、急速な高度成長の出発点に位置するのがこの昭和31年。東京の活気と人々の高揚感が、「大東京祭」を下支えし、2週間にわたる祝祭行事を成功裡に終わらせたのです。

江戸開府400年にあたって

明治22年(1889)の開府300年事業、昭和31年(1956)の開都500年事業がそれぞれの時代背景と気運の高まりの中で企画され、開催された様相をかいま見てきました。都市東京を挙げて企画された祝祭事業ですが、その起点の設定はまちまちでした。しかし、大規模な都市の祝祭事業が取り組まれる時には、おのずから時代の要請、時代の気運というべきものが存在していたようです。その意味で、この種の事業・イベントの歴史を振り返ること自体、歴史研究の重要なテーマになるでしょう。

当館では、江戸期の貴重な歴史史料、明治以降の東京府・市文書のほか、昭和18年(1943)都制施行以後の都文書を保存・閲覧に供しています。

このうち現代公文書は評価選別の上、公文書館に引き継がれ、国際的に一般化している原則に則り30年を経過した時点で一部のものを除いて閲覧に供する制度となっています。平成15年度の江戸開府400年事業に関する公文書も、平成46年度には公開されることとなります。

100年後にはこれらの事業の比較史で卒論を書く学生さんが当館を訪れてくれるかもしれません。その中で、開府400年事業はどのような歴史的意義を有したのものとして振り返られることになるのでしょうか。

## 《 東京都公文書館の 江戸開府400年事業 》

東京都公文書館における江戸開府400年事業第1弾として、『都史紀要39 レファレンスの杜 - 江戸東京歴史問答』が刊行されました。

これまで公文書館に寄せられた江戸東京の歴史に関するご質問に回答する形をとりながら、興味深い史話16編を集めたものです。「江戸の範囲はどこまで?」「東京はなぜ東京都じゃないの?」「都民の日の由来は?」等、素朴な疑問を解消しつつ、歴史探訪の楽しさを実感していただければ幸いです。

ご利用は主な公共図書館等のほか、5月中旬以降、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階)にて販売の予定です。購入のお問い合わせにつきましては、03-5388-2276都民情報ルームまでお願い致します。

また、10月6日(月)より10日(金)まで、東京都議会議事堂1階都政ギャラリーにて東京都公文書館所蔵資料展を開催致します。展示時間やテーマの詳細については、今後、当館ホームページや「広報東京都」等にてお知らせしてまいりますので、ぜひご来観ください。

## 新刊案内 『 重 宝 録 』 第 三

今回ご紹介する『重宝録』第三は、当館が所蔵する江戸町方の史料、「重宝録」を復刻刊行するシリーズの第3冊目です。

「重宝録」は、深川の町名主が、名主としての仕事に役立てるために編さんした記録集で、江戸時代の町名主にとって、必要とされた知識や情報を伝えてくれる史料です。

深川は、関東大震災、東京大空襲、火災・水害等による被害の大きな地域であったため、残された史料はきわめて少なく、「重宝録」に含まれる深川地域に関する詳細な記録は、同地域の歴史、ひいては江戸東京の歴史を知るうえで、たいへん貴重な史料となっています。

内容は幅広く、町触（江戸の町方に対して出された法令類）や、町奉行所からの問い合わせに対する答申、町入用（町の行政運営上の経費）や小間（町人に公役を賦課するための屋敷地面積の計算単位）の書上、町会所（凶作や災害等に備え江戸の町々が積み立てた金穀の管理等にあたった役所）の規則や運営に関する記録、深川料理茶屋・水茶屋の書上から髪結や相撲行司の由緒書に至るまで多岐にわたっています。

「重宝録」の原本は全26巻からなり、平成12年度より復刻を開始し、今回刊行した『重宝録』第三では巻十三から巻十七までを収録しています。（末尾刊行状況参照）

このうち、巻十四から巻十六までは「火消」に関する史料です。

巻十五の前半には江戸の町火消各組の人足数、受け持ち区域が書き上げられていますが、これと

あわせて各組の纏の図が描かれています。それぞれに特徴のある纏が並び、江戸の「火消」の現場を感じさせてくれます。また、後半には、本所・深川各組の持ち場の範囲、詰め場、町数、人足高、人足頭取・名主の名前のほか、纏、竜吐水、鷹口等火消道具の数も書き上げられ、町火消がどのような道具を用い、どのような構成で消火にあっていたのか、その実態をよく伝えてくれるものとなっています。

巻十四、巻十六には、町火消制度の沿革、出火の際の町火消人足の駆け付け方、名主の役割、火元の吟味方等の申渡、火事場での喧嘩の防止や梯子の運び方等についての名主申合等が収録され、また深川南組鷹人足に関する町奉行所からの問い合わせに対して町役人が行った回答、町火消人足制度改革の下調べとして提出された人足高書上や上申書等の記事も含まれています。

さらに、巻十六には火事場で名主が身につけた笠や提灯、深川南組の法被・提灯・陣笠の難形図等も収録され、興味深いものとなっています。

このほか、巻十三には町入用節減のための纏数や家守給金などの定法、町人の武芸稽古の禁止、牛車・大八車などの往来方やつなぎ方等についての申渡や町触、帰郷奨励令等が収録され、巻十七には名主の相続や支配地、勤め向、名主役としての心得等に関する申渡や申合が書き留められています。

『重宝録』第三は、当館や図書館等で閲覧ができるほか、都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）での購入が可能です。江戸東京の歴史に関する調査研究にぜひお役立てください。



深川南組 法被・提灯の図（巻十六）

## 刊行状況（予定）

- 『重宝録』第一 巻一～巻六（既刊）
- 第二 巻七～巻十二（既刊）
- 第三 巻十三～巻十七（本書）
- 第四 巻十八～巻二一（平成15年度）
- 第五 巻二二～巻二四（平成16年度）
- 第六 別巻一・二（平成17年度）

## みちくさロビー展 始めました - 第1・2回 展示報告 -

平成14年度に、新たな試みとして、当館のロビーを使用した展示を始めました。小規模な展示空間ですが、お昼休みや閲覧の合間に「チョット寄って見ようかな」と子供の頃を思い出し、「みちくさロビー展」と名付けました。

## \* 第1回 \*

第1回目は、「都市交通の夜明け」と題して、平成14年5月20日(月)から6月7日(金)までの間、当館が所蔵する明治期の公文書のなかから、明治のはじめの都市交通に関する人力車・乗合馬車・馬車鉄道を中心とした資料を選んで展示を行いました。



馬車は外国人により持ち込まれ、慶応年間には、横浜の外国人居留地と江戸の各国公使館の間で、通信連絡用の馬車運行が行われていました。明治2年には、乗合馬車営業が横浜と築地との間で、外国人の手によって開始されます。当時、京浜間を徒歩でいくには、朝8時に横浜を出ると、東京に着くのは午後4時頃になったといわれていますが、乗合馬車ではその半分程度の時間で着くとされていたようです。

東京千里軒の乗合馬車営業は、4頭引き二階建馬車による浅草・新橋間での営業を、明治7年に開始しました。また、郵便物の運搬手段に馬車が使用され、強盗から荷物を守るために拳銃を携帯するなど、維新後のエピソードも物の本には記録されています。

一方、狭い東京の街路を運行することに適した人力車は、明治3年に3人の日本人から製造及び営業願が出され、その後、この人力車は急速に普及し、最盛期は4万台が営業を行っていました。

明治15年には、乗合馬車に代わり、軌道の上を走る馬車鉄道の営業が開始されました。

## 展示資料

築地居留地の図(錦絵)、「明治元辰年相对貸家蔵留調」、「順立帳・明治2年の21」、「明治2年外務省御用留」、「府治類纂・舟車」、「人力開業の引き札」、「桜田門外陸軍訓練」(錦絵)、「東京開化

三十六景)(錦絵)、「明治3年諸向掛合3」、「記事類纂・壬申・車馬」、中山道で営業する乗合馬車「神速舎」の切符、日本橋に行く東京馬車鉄道(錦絵)、鉄道馬車二関スル書類

## \* 第2回 \*

第2回目は、8月5日(月)から9月20日(金)までの間、「都市交通の発展 市電・都電・地下鉄」と題して、馬車鉄道から電車鉄道に動力変更した近代都市交通の幕開けの様子を示すため、東京市電気局発行の印刷物・図書を中心とした資料を選んで展示を行いました。



## 展示資料

東京市電気局十年略史、東京市電気局三十年史、市電敷地に関する東京府文書、交通局年史(40年史、50年史、60年史、70年史、80年史)都電60年の生涯、王子電気鉄道株式会社三十年史、東京地下鉄道史、東京地下鉄道株式会社工事施行認可書類、交通詳解東京辞典(昭和6年)、武蔵電気鉄道線案内(大正6年)、各私鉄社史等

## \* お知らせ \*

第3回目は、平成15年5月8日(木)から6月30日(月)までの期間で、「都庁からみた丸の内地区の発展」(仮題)の展示を予定しています。

都庁が、新宿地区に移転したのが平成3年。それ以前の明治・大正・昭和時代の経済・金融・行政の中心であったのが丸の内地区。東京府庁・東京市役所・東京都庁が存在した時代から、国際フォーラムや新丸ビルが建設され、新たなビル群の誕生で、丸の内街の姿が生まれ変わろうとしています。丸の内地区の歴史を、当館の資料で追ったいこうというものです。

来館の際やお近くにお寄りの際には、ぜひ「チョット寄って見て」ください。お待ちしております。

みちくさロビー展の詳しい内容は、当館ホームページでご覧になれます(アドレスは8頁にあります)。

- シリーズ -

もり  
レファレンスの杜

東京都の23区は、以前は35区だったといいますが、本当ですか。それはいつ頃の話ですか。

35区が現在の23区に整理統合されたのは、昭和22年(1947)ですから、半世紀ほど前のことで、そんなに古い時代の話ではありません。年配の方のなかには昔の区名をなつかしく記憶されている方も多いのではないのでしょうか。

15区からはじまった23区の原形となる区が東京に設置されたのは、明治11年(1878)のことです。郡区町村編制法によって、現在の千代田区、中央区、港区、新宿区(一部)、文京区、台東区、墨田区(一部)、江東区(一部)の範囲に15区が置かれたのがはじまりです。それ以前は大区小区制といい、戸籍編成事務のために区画された人為的な行政区画によっていました。

区外の地域は、品川、内藤新宿、板橋、千住という、かつて四<sup>しよ</sup>宿とよばれた宿場町を除き、まだ純然たる農村地帯で、行政区画としては荏原郡、南豊島郡、東多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡の6郡380余の町村からなっていました。この15区6郡が現在のほぼ23区の範囲に相当します。

明治22年(1889)5月1日、市制町村制の施行によって、15区の範囲に基礎的自治団体として東京市が設置され、区はその下部組織として存続します。周辺6郡には町村合併によって85の町村が成立しました。

明治26年(1893)には南豊島郡と東多摩郡が合併し豊多摩郡となり、6郡は5郡に、また85あった町村もその後の合併で82に減少しました。

35区時代 20世紀に入り急激に進んだ都市化の結果、昭和7年(1932)10月1日、周辺5郡82町村を東京市に編入し、これを改編し

て新たに20区を設置し、それまでの15区と合わせて35区としました。いわゆる大東京市の成立ですが、20区を新市域、もとの15区を旧市域といって区別することもありました。

昭和11年(1936)10月1日には、北多摩郡千歳村と砧村が新市域の一つ世田谷区に編入されました。

昭和18年(1943)7月1日、東京都制という法律によって、それまでの東京府と東京市を廃し、東京府の範囲に東京都が設置されます。現在の東京都が、地方自治法の定めるところにより

広域的普通地方公共団体であるのと違い、この時成立した東京都は、それまでの東京市と同じ基礎的自治団体でした。ただ、東京市が東京府と国(内務省)の二重監督を受けてきたのに対して、新たに成立した東京都は、国(内務省)の直接監督を受けるようになったことと、執行機関である首長が公選でなく、官吏が任命される都長官になったという点がきわ

だった特色です。なぜこのようなことになったのか。詳しい説明は省き、ここでは単に地方自治法施行以前、その実現をめぐる半世紀近くもめにもめた大都市制度問題の一応の到達点で、この東京都制であったと云うにとどめておきましょう。35区はそのまま都の下部組織として存続します。

これに関連して、地方自治法施行までのわずか4年足らずの間ですが、東京都が基礎的自治団体であったために、三多摩島嶼地区の市町村が、法律上自治体としての性格を失い、都の下部組織としてあったということは、忘れてはならない歴史の一コマと言えます。



戦災復興のなかで23区に整理統合 昭和22年(1947)3月15日、35区は22区に整理統合され、同年8月1日、板橋区から練馬区が分離して23区となりました。統合の理由は、(1)戦災によって各区の人口その他に甚だしい差異が生じたため、これを調整しないことには復興その他の施策上支障があることと、また、(2)地方制度の改正によって自治権が拡充されたため、各区が自治体としての機能を十分に発揮する上で、区政が相当充実した基礎の上に立つことが必要とされたためとされています(昭和22年3月10日東京都告諭第1号)。

地方制度の改正による区の自治権拡充とは、この年制定公布された地方自治法によって各区が特別地方公共団体(特別区)になったことを指しています。

東京都の区は、地方自治法施行以前は、基礎的自治団体である東京市や東京都の下部組織でしたが、かと言って単なる行政区でもなく、また財産区でもありませんでした。各区には区会が設置され、区独自の財産・営造物の維持管理等、区固有の事務を処理すると同

時に、法令によって定められた国や府の事務を処理する、法人格をもった独特の存在として認められてきたのです。そのような沿革を踏まえ、昭和22年5月施行された地方自治法で、新生23区は、特別地方公共団体(特別区)として発足し、今日にいたっています。

区の名前と順番 ところで、23区を列記する場合の順番は千代田区を最初として、中央区、港区、新宿区・・・というように定められています。この順番は、実は旧15区時代のそれを基本的に踏襲しているので、ちょっとそれについても説明しておきましょう。

旧15区時代には、皇居のある麹町区を起点として、時計回りに「の」の字を書くように区の順番が定められていました。麹町、神田、日本橋、

京橋、芝、麻布、赤坂、四谷、小石川、本郷、下谷、浅草、本所、深川という順番ですね。15区をひと回りしたところで、今度はその外側の郡部でもうひと回りします。荏原郡からはじめて、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡という順番です。

35区時代になってもこの原則は変わらず、まず旧市域で「の」の字を書いたら、引き続き品川区を起点に、目黒、荏原、大森、蒲田、世田谷(以上旧荏原郡)、渋谷、淀橋、中野、杉並(以上旧豊多摩郡)、豊島、滝野川、荒川、王子、板橋(以上旧北豊島郡)、足立(以上旧南足立郡)、向島、城東、葛飾、江戸川(以上旧南葛飾郡)と旧郡単位でひとまわり大きな「の」の字を書くわけです。

旧郡域の中では、旧市域に近接している区から離れている区へという順になります。ちょっとジグザグした「の」の字になってしまいますが、正式に区や郡の名前を列記するときはこの順番に従わなければいけません。

現在の23区も、千代田区(麹町、神田)を起点に、中央区(日本橋、京橋)、港区(芝、麻布、赤坂)、新宿区(四谷、

牛込、淀橋)、文京区(小石川、本郷)、台東区(下谷、浅草)、墨田区(本所、向島)、江東区(深川、城東)と旧市域で「の」の字を書いたあと、品川区(品川、荏原)、目黒区、大田区(大森、蒲田)、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区(滝野川、王子)、荒川区、板橋区(板橋)、練馬区(板橋)、足立区、葛飾区、江戸川区と新市域で「の」の字を書いて完成です。

\* ( )内は旧区名

多摩地区の場合 ちなみに多摩地区では、市制を施行した順に八王子市(大正6年)から最近のあきる野市(平成7年)まで並び、ついで町村に移り、東から西へ瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町(いずれも西多摩郡)という順番になっています。



## 当館のご利用方法

### どうぞ一度ご来館ください

東京都公文書館には、書架延長にしておよそ13 kmの公文書、印刷物、図書類、和書類、地図類等を保有しています。

### でもその前に～

当館の閲覧や複写に予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合
- ・撮影したい場合

### 入館したら～

当館1階入口で入館受付を済ませます。バッグ等お荷物をお持ちの方は、閲覧室の手前に設置のロッカー（無料）に、筆記用具以外の持ち物を入れてください。その後、閲覧室へお入りください。

### 閲覧室では～

窓口担当職員に、お調べになりたいものをお話してください。お調べの内容に沿うような目録をお渡ししますので、目録の中から閲覧したいものを特定し、当館にそなえてあります「閲覧票」にご記入・ご提出ください。職員が書庫からお出しします。

また、資料でマイクロフィルム化されているもの

のは、原本保護のためマイクロフィルム閲覧室にて閲覧をお願いします。

### 複写したい場合は～

複写を希望される方は、当館に備えてあります「複写申請票」にご記入・ご提出ください。電子式複写は、一人又はグループで1日20枚までです。ただし、マイクロフィルムからの複写については枚数制限がありません。いずれも1枚20円で複写できます。

### 閲覧・複写できる資料は～

当館の資料は原則としてご利用できますが、次のものは除きます。

作成又は取得をして30年を経過していない公文書  
「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程」第2条第2項又は第3項により一般の利用が制限されている次の公文書等

- ・個人情報等が記録されているもの
- ・利用によって破損や汚損を生じるおそれがあるもの
- ・現に館において使用しているもの（目録作成など保存及び利用の開始のため館において使用しているものを含む。）
- ・一般の利用に供しないことを条件として寄贈された資料

## 利用案内・交通案内

### 【利用案内】

#### 開館日時

- ・月曜日から金曜日まで（9時～17時）
- 休館日
- ・土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・臨時の休館日として公示した日

#### 閲覧停止日

- ・奇数月の第3水曜日（祝日の場合は翌日）

#### 【所在地】 〒105-0022

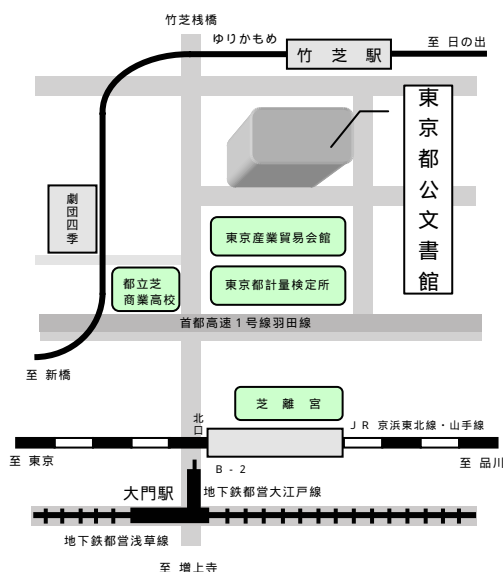
東京都港区海岸1-13-17

#### 【TEL】 03-5470-1333

#### 【FAX】 03-3432-0458

#### 【ホームページ】 <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives>

### 【案内図・交通機関】



JR「浜松町」駅北口（新橋方面）下車（徒歩7分）  
地下鉄都営大江戸線浅草線「大門」駅（B-2）下車（徒歩9分）  
東京臨海新交通（ゆりかもめ）「竹芝」駅下車（徒歩2分）  
都営バス「竹芝棧橋入口」下車（徒歩0分）[京95東京タワー品川車庫]  
都営バス「竹芝棧橋」下車（徒歩2分）[京01浜松町 国際展示場駅]